

参考資料 4 国道24号線下水道本管の敷地使用承認の図面

様式モ－ 2

市 有 財 産 使 用 承 認 書

令和 7 年 1 月 1 5 日

京都市公営企業管理者
上下水道局長
吉川 雅則 様

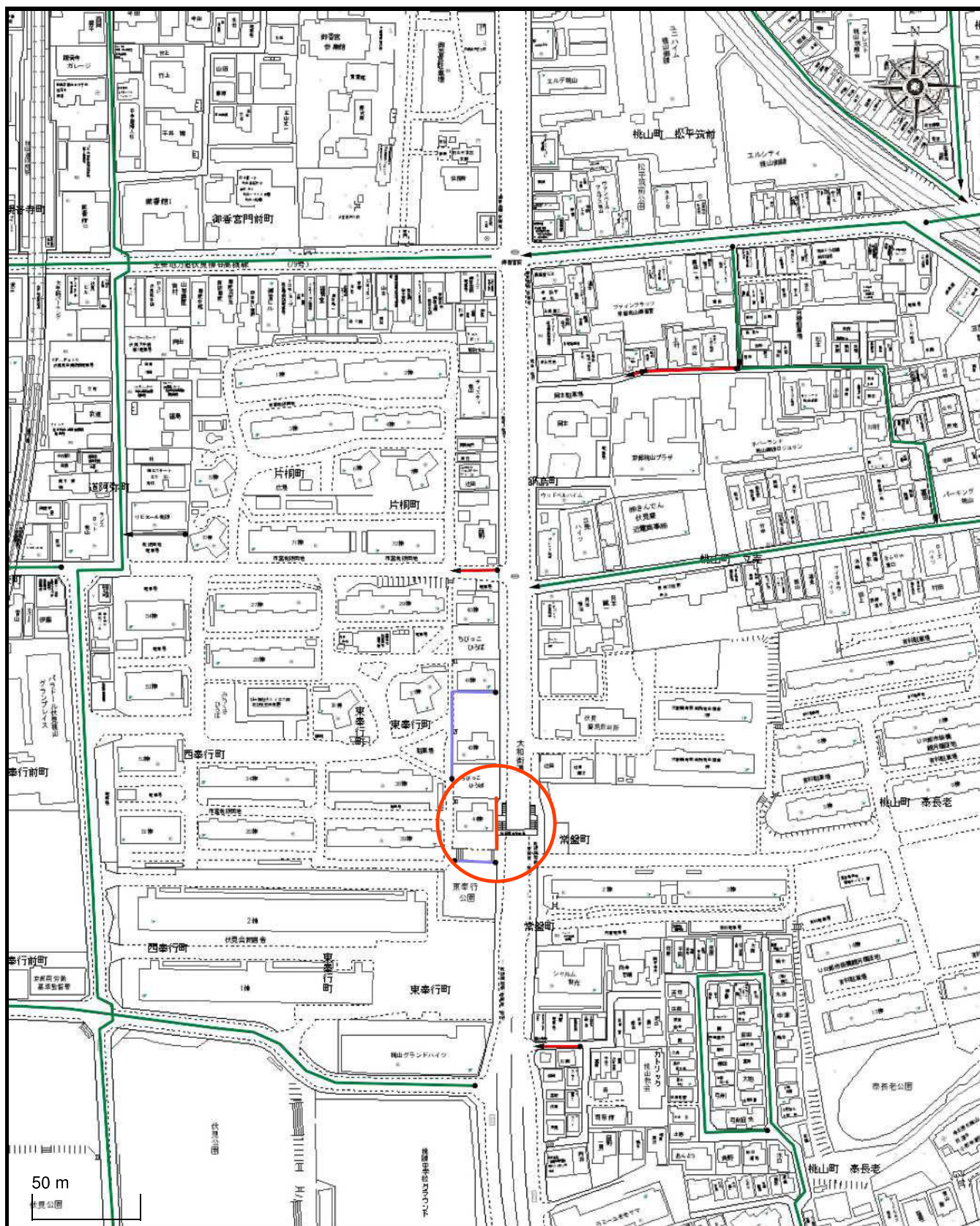
都 市 計 画 局 長
(担当：住宅室住宅管理課)

令和 7 年 1 月 1 5 日付けで申し出のありました市有財産の使用の変更につきましては、次のとおり承認します。

使 用 承 認 財 産 名	土地（桃陵市営住宅）
所 在 地	京都市伏見区東奉行町 4 丁目（変更内容は別紙図面のとお り）
数 量	人孔 1 箇所（第 2 号マンホール） 下水道管 管径 8 0 0 mm 延長 3 0 m
使 用 期 間	令和 7 年 1 月 1 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
使 用 目 的	人孔及び下水道管の設置のため
使 用 料	

使用条件

- 1 使用承認期間中であっても、公用又は公共用に供する必要がある場合は、承認を変更又は取り消すことがある。
- 2 承認物件の使用に当たっては、施設管理上支障を来すことのないよう特に留意すること。
- 3 承認物件上の施設は、使用者において管理を行うこと。
- 4 使用の必要のなくなったとき、使用条件1により承認の変更、取消しのあったとき又は使用期間を満了したときは原状に回復すること。
- 5 使用期間満了後、引き続き使用を希望する場合は、期間満了30日前までに、市有財産使用承認申出書を提出すること。
- 6 使用条件4に基づく原状回復に要する費用及び使用者が承認物件につき支出した必要経費について、都市計画局はその補償の責を負わない。



伏見
A
74
伏見系統
竣工
竣工日 昭和43年3月5日

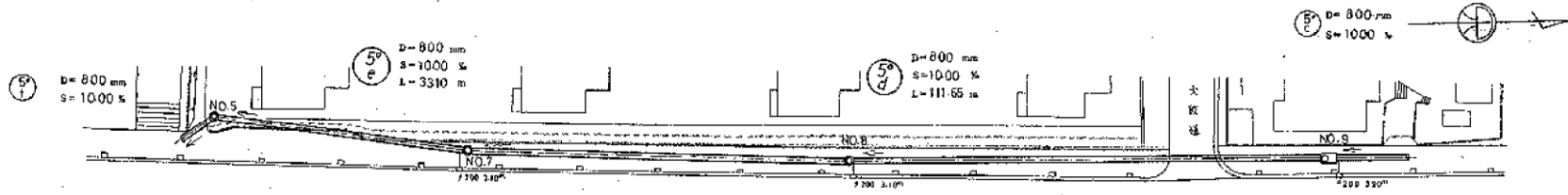
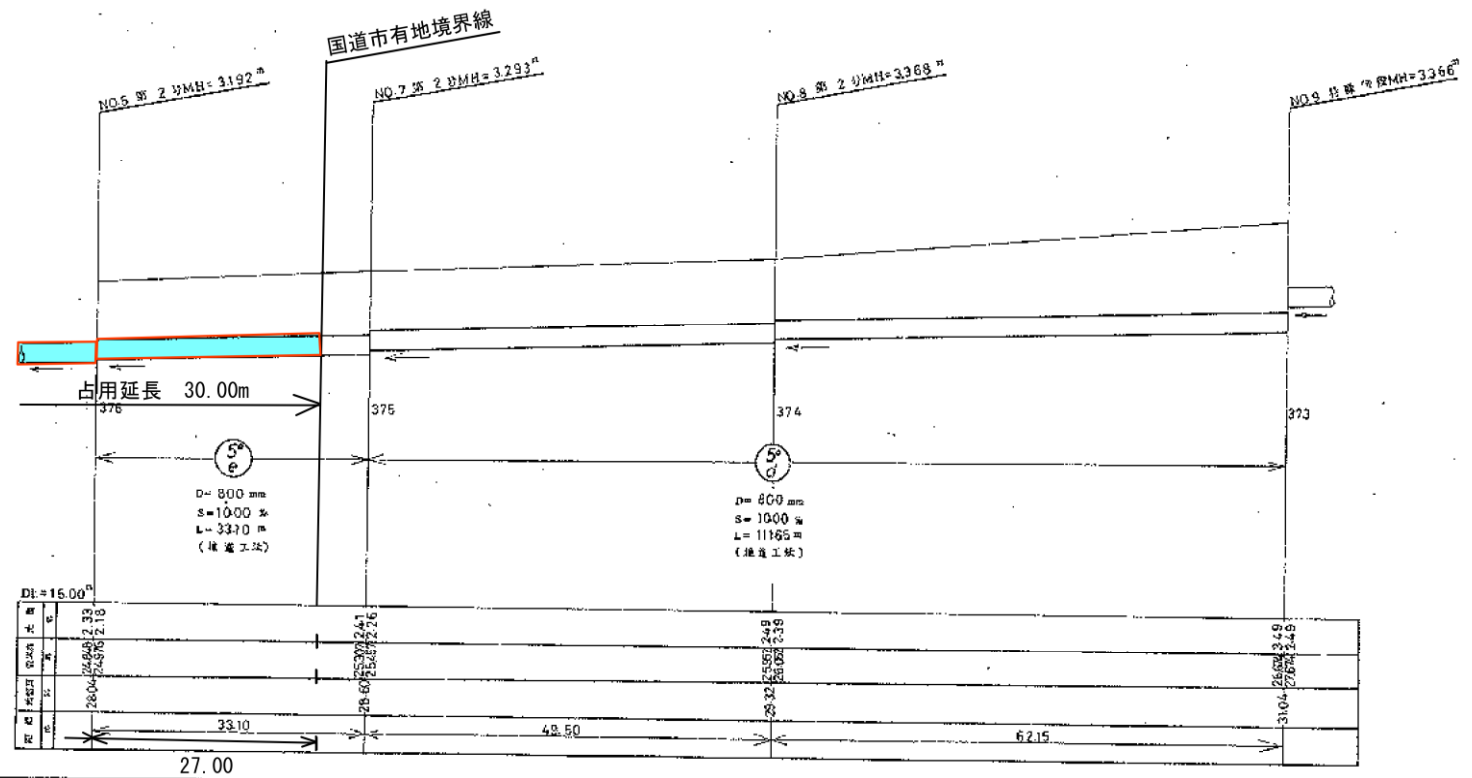
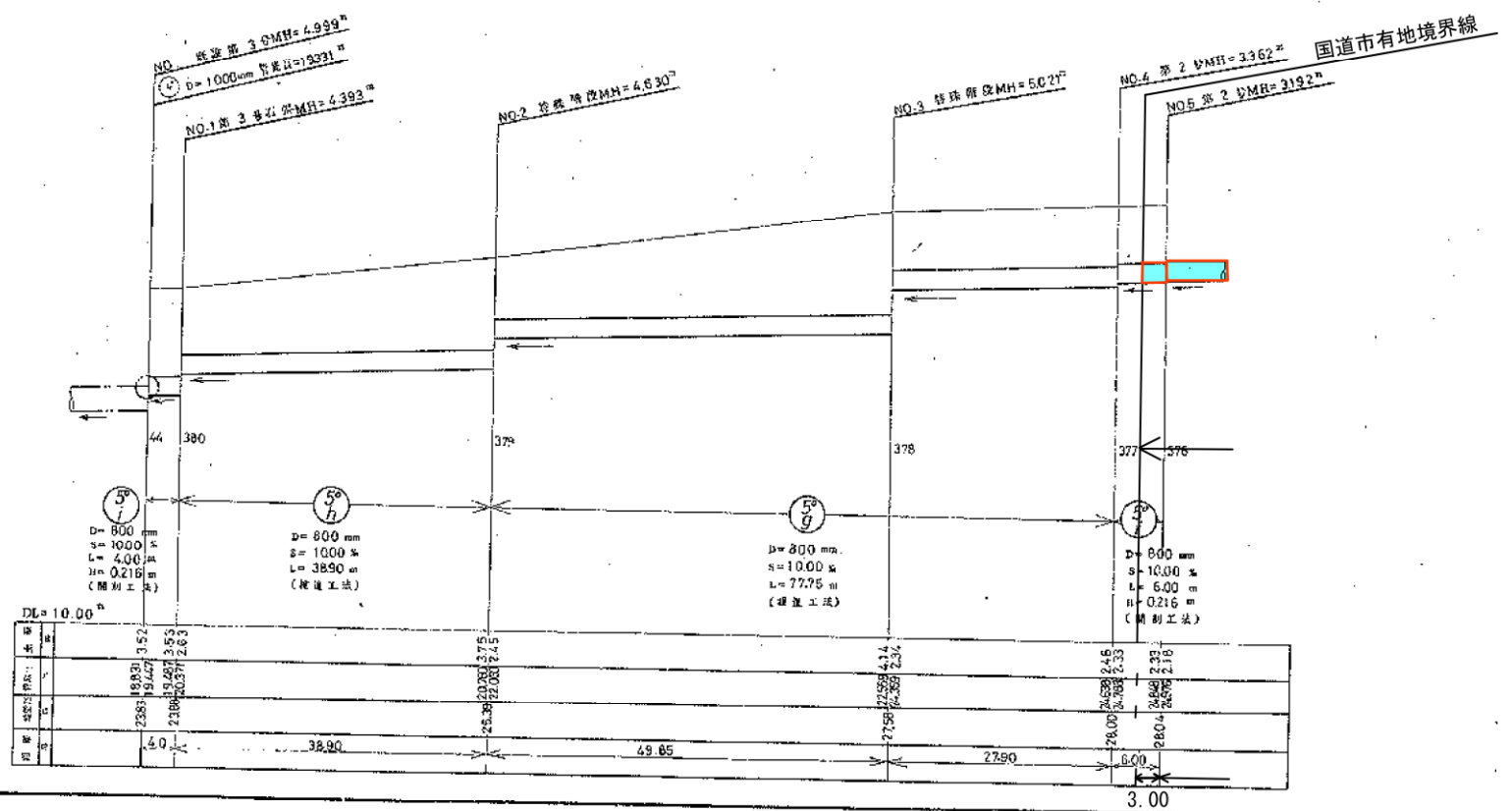
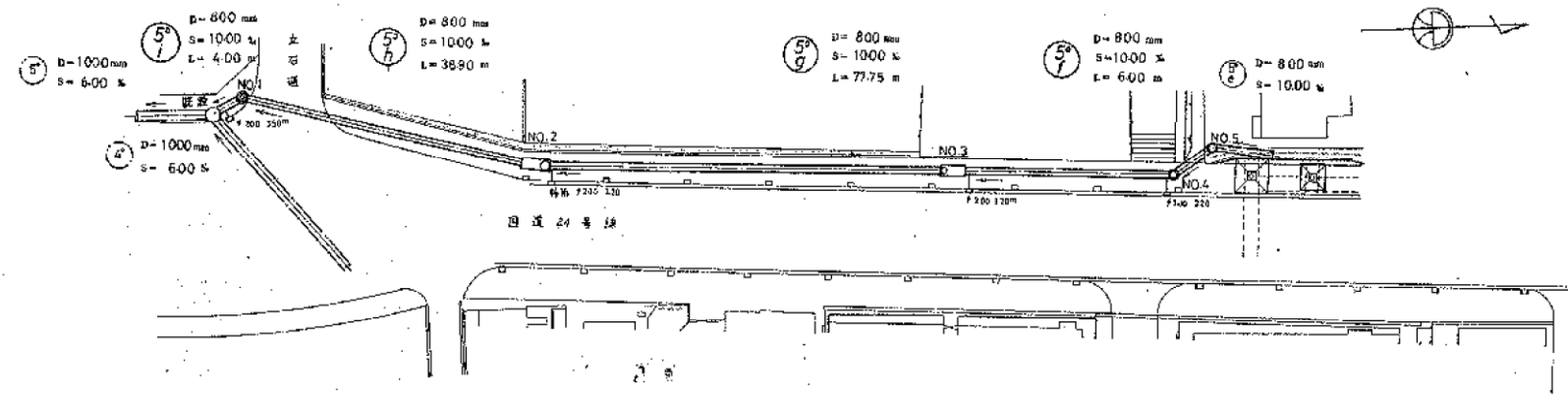


図 24 号線



伏見排水区
伏見系統伏見其ノ8-1 公共下水道工事
竣工図

図 号	A
75	
伏見系統	
竣工年度	昭和38年
竣工月日	昭和38年8月3日



S=1:300

公共下水道施設設置承諾書

令和 7年 3月 5日

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

土地所有者（共有の場合は共有する者）

住 所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町
488番地
氏 名 京都市長 松井 孝治 （自署）

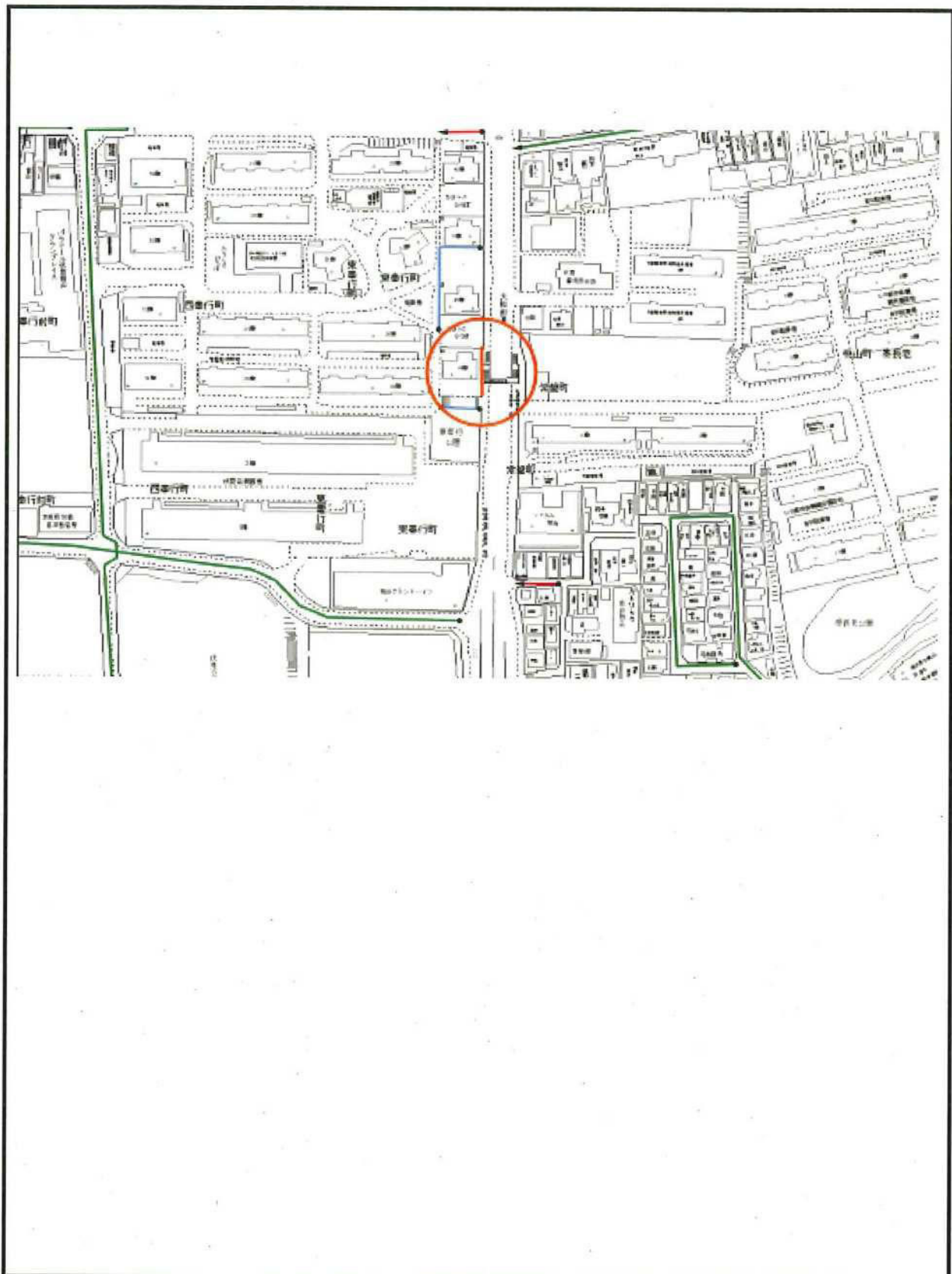
（法人の場合は名称及び代表者氏名を記載し押印）

私が所有する京都市伏見区東奉行町4丁目の土地（裏面位置図のとおり）に市が公共下水道及び付帯施設（以下「施設」という。）を設置されることを下記により承諾します。

記

1. 土地使用料 無 償
2. 上記の土地の所有権を他に譲渡した場合その譲受人に対し、この承諾内容を継承させ市には迷惑がかからないようにします。
3. 今後、当方の都合でやむなく施設の移設等を要する場合は市に届け出て、所定の手続きを行います。なお、その費用については当方で負担します。
4. 施設の維持管理または修繕工事等のため、市が上記の土地に立ち入ること、また掘削等することを認めます。

土地の位置図



(注) 公図を基に土地の位置図を記載すること。工事の施工場所を併記すること。